

## アピール

### 日本学術会議の推薦候補に対する任命拒否に抗議し、撤回を求めます

2020年10月9日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

菅首相は10月1日、日本学術会議が推薦した105人の新会員候補のうち6人の任命を拒否しました。これに対して、研究者をはじめ各界の専門家や市民から大きな批判の声が上がり、官邸をとりまく抗議行動も行われています。

日本学術会議は、学問や科学が戦争に利用された反省を踏まえ、1949年に設立されました。その目的は「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（日本学術会議法第2条）とされています。内閣府の機関ではあるものの、政治から独立して政府の学術政策について提言や勧告を行ってきました。また、設立の精神に基づき1967年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出しています。

日本学術会議の会員は210名で構成され（任期6年）、3年ごとに半数の105名が新しく任命されます。会員は日本学術会議による「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同法第7条）とされていますが、同法第3条は「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」と規定しており、その独立性を守るために、これまで政府は国会でも、「学会の方から推薦されたものは拒否しない、その通りの任命をしていく」と答弁してきました。

しかし菅首相は、今回の6人の任命拒否について、「法に基づいて適切に対応した結果だ」「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」「個別の人事に対してはコメントを差し控える」と繰り返し述べるのみで、具体的な理由を明らかにしようとしません。

また内閣府は、2018年11月13日付の文書で、学術会議の推薦と総理大臣による会員の任命との関係について、「国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならない」から「推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えない」とし、今回もそのように答弁しています。

では、今回任命されなかった6人は、なぜ「国民及び国会に対して責任を負えない」研究者たちなのでしょう。政府にとって都合の悪い研究者だからでしょうか。

このような答弁は、排除された6人はもちろん、多くの研究者や市民が納得できるものではありません。政府の態度こそ、国民主権に反し、学問の自由を侵害するとともに、研究者への名誉棄損であり、国民を愚弄するものと言わなければなりません。

安倍内閣は2015年、憲法第9条の解釈を勝手に変えて安保法制（戦争法）を強行し、集団的自衛権の名のもとに「戦争ができる国」への道を開きました。

続いて菅内閣では、日本学術会議法の解釈を勝手に変えて国会答弁を翻し、不当な人事介入によって、自由な学問研究やそれに基づく言動を抑圧しようとするものです。

これらは、安倍一菅内閣がねらう「改憲」への地ならしとして軌を一にするものであり、子どもたちの今と未来に直結する危険な動きでもあり、断じて許すことはできません。

子ども全国センターは、菅首相による強権的な任命拒否に強く抗議し、撤回を求めます。

そして、憲法をいかに、世界の平和と人類の幸福のためにこそ学問研究が成果を蓄積し、子どもたちに真実を伝え民主主義を大切に教育が営まれる社会をめざして、皆さんとともに活動をすすめます。